



長崎労働基準監督署からの お知らせ

連絡先：095-846-6392
長崎労働基準監督署安全衛生課

～墜落・転落災害を防ぎましょう～

長崎労働基準監督署管内で令和2年に発生した**墜落・転落**による労働災害は127人となっており、**転倒**による労働災害(139人)に次いで2番目に多く発生しています。

また、事故の型別の災害程度別で見ると、**墜落・転落**が1人あたり平均**45日**、**転倒**1人あたり平均**39日**、**無理な動作・動作の反動**1人あたり平均**31日**と墜落・転落災害は一度発生したときの重篤度が高い状況が見られます。

さらに、令和2年は**墜落・転落**が**要因となる死亡災害**で**4人**の方が亡くなっています。

墜落・転落が多い業種

①建設業35人 ②運輸交通業22人 ③製造業17人の順で発生

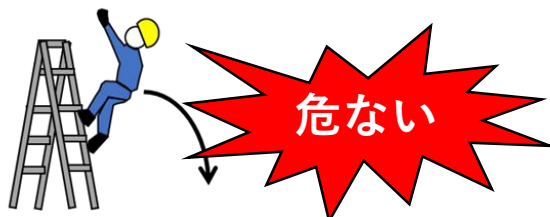


墜落・転落災害において**不安全行動をしない、させない**よう、いま一度、工場内、出張作業、敷地内作業などを点検し、危険の芽を摘み取っていただきますようお願いいたします。

建設業編

はしご等、足場の順に発生しています

墜落・転落



1 はしご・脚立からの墜落防止

- ◆はしごは固定、角度は75度、昇降時は3点支持(両手+片足など)
- ◆脚立は天板立ち禁止、またがない



2 足場からの墜落防止

- ◆手すり(85cm以上+中さん)設置、開口部養生、立入禁止は明確に
- ◆外した手すりは必ず復旧、乗り出し行為は墜落制止用器具の使用を

運輸交通業編

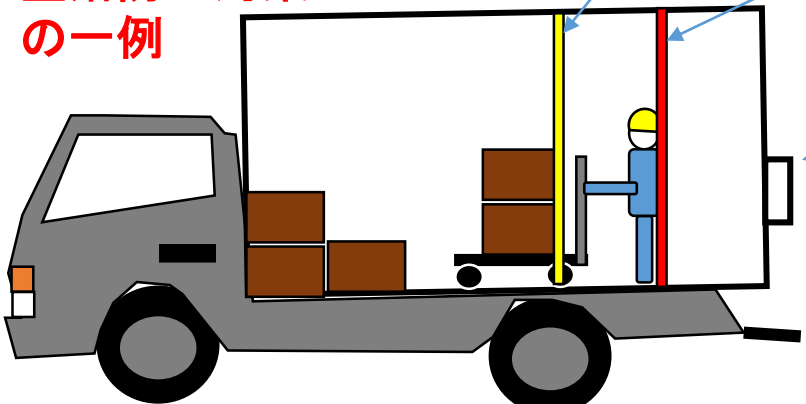
トラック、はしご等の順に発生しています

墜落防止対策の一例

手前 2 mライン 手前 1 mライン



安全作業は結果、効率的



昇降時の取っ手の取付

ステップには滑り止め加工を

好事例



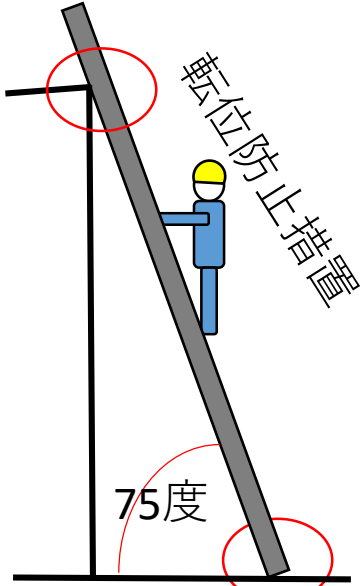
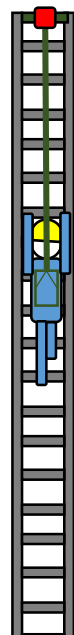
陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故
(以下「荷役5大災害」という。)が約80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかとなったところであり、荷役ガイドラインの一層の徹底をお願いします。

製造業編

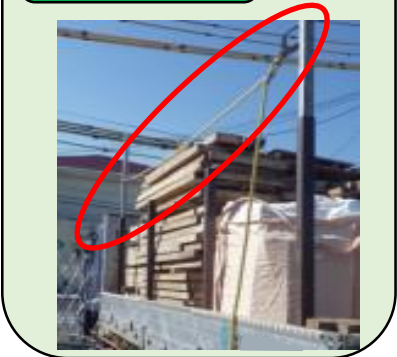
装置、トラック、足場、はしご等各種高所作業時に発生しています

安全ブロック使用されていますか？

60 cm以上突き出し



好事例



親網が張られ荷台からの墜落防止措置が講じられています。側面に専用の台（足場）があれば安定した作業ができます。

共通事項

墜落時保護用の保護帽着用を徹底を！

◆地上への墜落を予防
◆墜落制止用器具の使用

脚部の滑り止め